

平成22年(行ツ)第129号, 130号, 188号, 189号, 199号, 200号, 201号, 203号, 206号, 207号, 234号, 235号, 256号, 257号, 268号, 303号 選挙無効請求事件

### 多数意見要旨

#### 1 公職選挙法の小選挙区選挙の区割規定(本件区割規定)の合憲性

憲法は、投票価値の平等を要求していると解されるが、それは、選挙制度の仕組みを決定する絶対の基準ではなく、国会が正当に考慮することのできる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものであり、国会が具体的に定めたところがその裁量権の行使として合理性を有するものである限り、それによって投票価値の平等が一定の限度で譲歩を求められることはやむを得ないものと解される。

衆議院議員選挙区画定審議会設置法(区画審設置法)3条は区割基準を定めており(本件区割基準規定)、同条1項において、選挙区の改定案の作成につき、選挙区間の人口の最大較差が2倍未満になるように区割りをすることを基本とすべきものとしており、これは、投票価値の平等に配慮した合理的な基準を定めたものといえることができる。他方、同条2項においては、各都道府県の区域内の選挙区の数につき、各都道府県にあらかじめ1を配当した上で(いわゆる1人別枠方式)、これに人口比例により配当した数を加えた数としており、この方式については、相対的に人口の少ない県に定数を多めに配分し、人口の少ない県に居住する国民の意思をも十分に国政に反映させることができるようにすることを目的とする旨の説明がさ

れている。しかし、この選挙制度によって選出される議員は、いずれの地域の選挙区から選出されたかを問わず、全国民を代表して国政に関与することが要請されているのであり、相対的に人口の少ない地域に対する配慮はそのような活動の中で全国的な視野から法律の制定等に当たって考慮されるべき事柄であって、地域性に係る問題のために、殊更にある地域の選挙人と他の地域の選挙人との間に投票価値の不平等を生じさせるだけの合理性があるとはいえない。しかも、平成21年の総選挙（本件選挙）時には、1人別枠方式の下でされた各都道府県への定数配分の段階で、既に各都道府県間の投票価値にほぼ2倍の最大較差が生ずるなど、1人別枠方式が後記のとおり選挙区間の投票価値の較差を生じさせる主要な要因となっていたことは明らかである。1人別枠方式の意義については、新しい選挙制度を導入するに当たり、直ちに人口比例のみに基づいて各都道府県への定数の配分を行った場合には、人口の少ない県における定数が急激かつ大幅に削減されることになるため、国政における安定性、連続性の確保を図る必要があると考えられたこと、何よりもこの点への配慮なくしては選挙制度の改革の実現自体が困難であったと認められる状況の下で採られた方策であるということにあるものと解される。

そうであるとすれば、1人別枠方式は、おのずからその合理性に時間的な限界があるものというべきであり、新しい選挙制度が定着し、安定した運用がされるようになった段階においては、その合理性は失われるものというほかはない。前回の平成17年の総選挙の時点においては、なお1人別枠方式を維持し続けることにある程度の合理性があったということができるので、これを憲法の投票価値の平等の要求に反するに至っているとはいえないとした平成19年の最高裁大法廷判決の判断は、以上のような観点から首肯することができる。これに対し、本件選挙時におい

ては、上記選挙制度導入後の最初の総選挙が実施されてから既に10年以上を経過し、その間に2回の国勢調査の結果を踏まえた選挙区の改定やその見直しの検討が行われ、同改定後の選挙区の下で2回の総選挙が実施されていたなどの事情があったのであり、これらの事情に鑑みると、本件選挙制度は定着し、安定した運用がされるようになっていたと評価することができるのであって、もはや1人別枠方式の上記のような合理性は失われていたものというべきである。加えて、本件選挙時には、選挙区間の投票価値の較差が最大で2.304倍に達し、較差2倍以上の選挙区の数も増加してきており、1人別枠方式がこのような較差を生じさせる主要な要因となっていたのであって、その不合理性が投票価値の較差としても現れてきていたものといえる。そうすると、前記の区割基準のうち1人別枠方式に係る部分は、遅くとも本件選挙時においては、その立法当時の合理性は失われ、それ自体、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたものといわなければならない。そして、上記の状態にあった1人別枠方式を含む区割基準に基づいて定められた選挙区割りもまた、本件選挙時において、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたものというべきである。

しかしながら、平成19年の最高裁大法廷判決において、平成17年の総選挙の時点における1人別枠方式を含む区割基準及び選挙区割りについて、前記のようにいずれも憲法の投票価値の平等の要求に反するに至っていない旨の判断が示されていたことなどを考慮すると、本件選挙までの間にその是正がされなかったことをもって、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったものといえることはできない。

以上のとおりであって、本件選挙時において、前記の区割基準のうち1人別枠方

式に係る部分及び同基準に従って改定された選挙区割りは、いずれも、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたが、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったとはいえず、本件区割基準規定及び本件区割規定が憲法14条1項等の憲法の規定に違反するものということとはできない。

衆議院は、その権能、議員の任期及び解散制度の存在等に鑑み、常に的確に国民の意思を反映するものであることが求められており、選挙における投票価値の平等についてもより厳格な要請があるものといわなければならない。したがって、事柄の性質上必要とされる是正のための合理的期間内に、できるだけ速やかに1人別枠方式を廃止し、区画審設置法3条1項の趣旨に沿って区割規定を改正するなど、投票価値の平等の要請にかなう立法的措置を講ずる必要があるところである。

## 2 小選挙区選挙の選挙運動に関する公職選挙法の規定の合憲性

公職選挙法の規定によれば、小選挙区選挙においては、候補者のほか、所定の実績を有する政党等のみがなることのできる候補者届出政党にも選挙運動を認めるととされているが、このような立法政策には、選挙制度を政策本位、政党本位のものとするという国会が正当に考慮できる政策的目的ないし理由に照らして相応の合理性が認められ、これが国会の裁量権の限界を超えるものとは解されない。

そして、候補者と並んで候補者届出政党にも選挙運動を認めることが是認される以上、候補者届出政党に所属する候補者とこれに所属しない候補者との間に選挙運動の上で差異を生ずることは避け難いところであるから、その差異が合理性を有するとは考えられない程度に達している場合に、初めてそのような差異を設けることが国会の裁量の範囲を逸脱するというべきである。公職選挙法が候補者届出政党にも選挙運動を認めたことによって生ずる候補者間の選挙運動上の差異は、各種の選

挙運動のいずれについても、上記の程度に達しているとはいえず、これらをもって国会の合理的裁量の限界を超えているということとはできない。

したがって、小選挙区選挙の選挙運動に関する公職選挙法の規定が憲法14条1項等の憲法の規定に違反するとはいえない。

(1につき竹崎長官，那須，櫻井，竹内，金築，須藤，千葉，横田，白木，岡部，大谷，寺田各裁判官，2につき竹崎長官，古田，那須，宮川，櫻井，竹内，金築，須藤，千葉，横田，白木，岡部，大谷，寺田各裁判官)

(注) 竹崎長官は、平成22年(行ツ)第268号には関与していない。